

# 子どもの育ちを支える運動展開中!!

平成 26 年 2 月 24 日発行

## 全私保連ニュースⅡ 《平成25年度20号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟  
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館  
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879  
(送信枚数計 8 枚)

### 国「子ども・子育て会議基準検討部会(第14回)」(2月14日)の開催について ～「子ども・子育て支援新制度」の財源確保についての要望提出～

◇ 子ども・子育て会議基準検討部会(第14回)が、2月14日開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

#### 議事内容 (1)公定価格・利用者負担について (2)その他

〈ポイント〉

- 子ども・子育て会議・基準検討部会委員賛同者一同として「子ども・子育て支援新制度」の財源確保についての要望が森内閣府特命担当大臣(少子化対策)に提出され要望された。
- 岡田 内閣府副大臣より第1回社会保障制度改革推進本部が開催され子どもための財源確保が必要である旨が確認されたこと等について報告された。
- 子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」についての推計資料が提示され、公定価格・利用者負担について継続審議が行われた。

※以下敬称略

- ・ 無藤部会長の進行により、はじめに渡邊委員より、報告がある旨説明された。
- ・ 渡邊委員より、榊原、坂崎委員と共に「子ども・子育て支援新制度」の財源確保についての要望(※下記掲載)について本日付で、森 内閣府特命担当大臣(少子化対策)に提出の上要望されたことが報告された。委員の皆さんにご賛同頂いた旨について御礼が述べられた。併せて森大臣より、大変力強いお言葉を頂き、一緒に頑張りましょうと述べられたこと等が報告された。

平成 26 年 2 月 14 日

内閣府特命担当大臣(少子化対策) 森 まさ子 様

子ども・子育て会議・基準検討部会委員 賛同者一同

#### 「子ども・子育て支援新制度」の財源確保についての要望

これまでの子どもや子育ての施策を刷新する「子ども・子育て支援新制度」の実施は、この国で育つ子どもや子育て家庭のためのみならず、少子化で地域の存続が危うくなっている日本社会全体にとっても、最重要かつ最優先の課題です。しかし、本格実施するために必要な財源1兆円超程度について、政府はその確保に最大限努力するとされているものの、地方自治体で準備を本格化させる時期を迎えても、その時期を含めいまだ明確に約束されておりません。

日本の子どもを取りまく状況は、リーマンショック以降、親の雇用不安や長時間労働、家庭の養育困難、離婚・再婚などにより一層厳しさを増しています。我が国で子ども子育てに向けられた公的支出がGDPに占める割合は1%程度で、OECD諸国の中で最低水準となっています。そうした中、自民、公明、民主の3党が税と社会保障の一体改革で子育て政策の強化・拡充を取り決め、子ども子育て関連3法を成立させました。この3法に基づく「子ども子育て支援新制度」の内容の充実が図られ実現されることに期待を寄せています。一体改革で決められた年間1兆円超程度の財源を政府の責任で確保し、子ども・子育て政策の充実を急ぐことを求め、以下の点を要望します。

#### 要 望

1. 一体改革の方針の通り「子ども・子育て支援新制度」を実施するために必要な財源1兆円超を、政府の責任で確保するよう求めます。
2. 1兆円超の財源のうち、消費増税で確保される7000億円はもとより、それ以外の約3000億円超も、保育や幼児教育をはじめ子ども・子育て施策の「質の向上」を推進するために欠かせません。人材不足が顕著な保育者の確保と定着、各種支援の充実を図るためにも、3000億円超の安定財源を確保し、各施策の質・量の充実に努めるという一体改革の約束を実現するよう求めます。

- ・事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された併せて議事進行について説明された。
- ・岡田 内閣府副大臣より挨拶がなされた。本日 8 時に開催された自民党の人口減少社会対策特別委員会 PT でも「・1 兆円超の子どものために財源確保が必要であることは多くの議員より発言がなされたこと。・量的拡充のためにも保育士確保に向けた処遇の向上が求められること。・11 時間の標準保育時間について誤解のないように整理の上現場に説明することが求められること。現場がしっかり運営できるように財源を確保すべき。・量的拡充と共に質の向上が何より必要であること。」等の発言がなされたことが報告された。併せて本日、第 1 回の社会保障制度改革推進本部が開催され、その場においても、消費税率の引き上げによる 0.7 兆円を含め 1 兆円超の確保に向けてしっかり政府として取り組んで頂きたい旨の要望、説明も森大臣よりなされたことについて報告された。

## (1) 公定価格・利用者負担について

- ・事務局より、資料 1「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」(下記抜粋)、資料 2「公定価格・利用者負担の主な論点について」、参考資料「経営実態調査の結果(平成 23 年度の 1 施設当たりの平均の収支状況)」について説明が行われた。

資料 1「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」抜粋

### 1. 「量的拡充」と「質の改善」の関係について

- 「量的拡充」と「質の改善」は二者択一の関係にあるものではなく、両者は車の両輪として取り組む必要。(例えば、保育士等の処遇改善、研修の充実等の「質の改善」と待機児童の解消等の「量的拡充」は密接に関連するものであるなど。)
- 子ども・子育て支援新制度においては、市町村が、幼児期の学校教育・保育、地域子ども・子育て支援事業について、
  - ・潜在ニーズも含めた住民の利用ニーズを把握した上で(量の見込み)、
  - ・これに対応する提供体制を計画的に整備する(確保方策) 仕組みとしている。(市町村子ども・子育て支援事業計画の策定)
- 「量的拡充」のための追加所要額は、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込まれた「量の見込み」「確保方策」の実現に要する費用であり、最終的には、市町村子ども・子育て支援事業計画の積上げにより計算されるもの。
  - ※現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、現時点では、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算。
- また、子ども・子育て支援法においては、基本理念の 1 つとして「子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」(第 2 条第 2 項)としており、「質の改善」に取り組む必要がある。
- 「質の改善」は、様々な内容が考えられるため、消費税の増税等による財源を踏まえて、どのような項目の改善をどの程度実施するのか、優先順位を検討する必要がある。
  - ※平成 26 年度においては、消費税引上げによる増収分のうち社会保障の充実に充てられる 0.5 兆円程度について、0.3 兆円を子ども・子育て支援に充当。

### 2. 量的拡充について

#### 1. 「量的拡充」の追加所要額の推計の前提

##### (1) 対象範囲(公費負担部分)

- ・1 号認定(認定こども園、幼稚園) ・2 号認定・3 号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)
- ・以下の地域子ども・子育て支援事業

延長保育事業	放課後児童クラブ	子育て短期支援事業
乳児家庭全戸訪問事業	養育支援訪問事業	要保護児童等に対する支援に資する事業
地域子育て支援拠点事業	一時預かり事業(幼稚園型を含む)	
病児保育事業	ファミリー・サポート・センター事業	

- ・社会的養護関係

##### (2) 諸前提

- 物価変動等や「質の改善」の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 24 年 1 月推計)出生中位推計)
- 幼稚園は 90%が新制度に移行するものと仮置き。

#### 2. 推計

##### (1) 教育・保育

##### ① 1 号認定(認定こども園、幼稚園)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 25 年度 →29 年度の量の拡充
3,487 億円	3,487 億円	3,641 億円	3,565 億円	78 億円

※平成 25 年度及び平成 26 年度の金額は、私学助成(一般補助)、就園奨励事業の平成 26 年度政府予算案等をもとに見込まれる幼稚園に対する公費負担額(政府予算ベース)の 90%に相当する額。

※新制度実施後(平成 27 年度以降)は、私学助成対象外の私立幼稚園、就園奨励事業の未実施市町村の園児分を含み、満 3 歳児の就園率毎年 0.3%増、3~5 歳児の就園率 50.1%(過去 5 か年度の平均就園率)と仮定して算定。

② 2号認定・3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 25 年度 →29 年度の量の拡充
12,094 億円	12,702 億円	14,014 億円	15,034 億円	2,940 億円

※「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成 29 年度末までに約 40 万人の受入児童数の増を図る。

(2)地域子ども・子育て支援事業

※直近の実績等を基に試算。

※平成 25 年度に安心こども基金で実施している事業(⑦、⑧)については、平成 24 年度の交付状況を「平成 25 年度」の欄に記載。

※①②⑨の事業については事業主拠出金を充当することとされており、上段は事業主負担を含む額、下段は公費負担のみの額を記載。

① 延長保育事業

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 25 年度 →29 年度の量の拡充
公費のみ	1,040 億円	1,104 億円	1,171 億円	1,317 億円	277 億円
	815 億円	865 億円	917 億円	1,032 億円	217 億円

② 放課後児童クラブ

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 25 年度 →29 年度の量の拡充
公費のみ	860 億円	906 億円	1,031 億円	1,095 億円	235 億円
	573 億円	604 億円	687 億円	730 億円	157 億円

⑦ 地域子育て支援拠点事業

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 25 年度 →29 年度の量の拡充
342 億円	421 億円	464 億円	469 億円	127 億円

⑧ 一時預かり事業

〈一般型・余裕活用型・訪問型〉

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 25 年度 →29 年度の量の拡充
108 億円	286 億円	324 億円	325 億円	217 億円

⑨ 病児保育事業

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 29 年度	平成 25 年度 →29 年度の量の拡充
公費のみ	145 億円	156 億円	160 億円	170 億円	25 億円
	97 億円	104 億円	107 億円	113 億円	16 億円

25 年度→29 年度の量的拡充 計 4,273 億円

公費負担	4,126 億円
事業主	147 億円

※ 現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したもの(参考) 26 年度→29 年度の量的拡充(公費) 計 3,084 億円

3. 質の改善について

1. 「質の改善」の追加所要額の推計の前提

(1) 対象範囲

子ども・子育て支援新制度の立案過程、法案審議・附帯決議、昨年 4 月以降の子ども・子育て会議・基準検討部会での議論等において、「質の改善」として提案されてきた項目

(2) 諸前提

- 物価変動等の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成 24 年 1 月推計)出生中位推計)
- 平成 29 年度における所要額を積算(平成 29 年度とする理由)・税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成 29 年度に消費税増収額が満年度化・保育ニーズのピークは平成 29 年度末

○ 幼稚園は90%が新制度に移行するものと仮置き。

【凡例】

△:子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議(平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

☆:平成24年3月2日少子化社会対策会議決定

◇:その他

(給付等関係)

△☆ 3歳児を中心とした職員配置の改善

内容	所要額
3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)	700億円程度
1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)	670億円程度
4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)	591億円程度

研修の充実

内容	所要額
保育教諭・保育士等1人当たり年間2日～5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	38億円～94億円程度

☆ 休日保育の充実

内容	所要額
休日保育の給付化に伴う措置(担当保育士の常勤化、利用者負担の二重徴収の解消)	32億円程度

△☆◇ 職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)

※子ども・子育て支援法附則第2条第3項

内容	所要額
私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(処遇改善臨時特例事業と同様(+2.85%～+5%)*平成26年度予算案(保育士等処遇改善臨時特例事業)367億円	542億円～952億円程度

※私立幼稚園・保育所等・認定こども園の幼稚園教諭・保育士の給与月額を全職種の平均並に改善した場合(+45%)には8,565億円程度が必要。

☆ 保育認定の2区分に応じた対応

内容	所要額
保育標準時間認定について、11時間の保育必要量に対応する職員を配置(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)を加配した場合)	337億円程度
保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の95%程度(▲5%)と仮置きした場合の所要額	154億円程度

※保育標準時間認定について、単純に現在の保育単価を11/8にした場合には3,025億円程度が必要。

△☆ 小規模保育の体制強化

内容	所要額
小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置 ※平成26年度予算案(小規模保育の先行実施) 226億円 *認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。	134億円程度
地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定 ※平成25年度予算案(小規模保育の先行実施) 226億円(再掲)	8億円程度
地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置	23億円程度

☆ 地域の子育て支援・療育支援

内容	所要額
幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 ※認定こども園:全ての施設で専任化(以下同じ) ※幼稚園・保育所:専任化を加算で実施又は全て専任化(以下同じ)	73億円～307億円程度
地域の子育て家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置)	51億円～59億円程度
障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)を幼稚園・保育所・認定こども園に配置(障害の程度に応じて加配)	180億円～231億円程度

小学校との接続の改善

内容	所要額
小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(事務経費のみの場合～人件費(非常勤講師等1名(週3日))を含む場合)	20～86億円程度

☆ 減価償却費・賃借料等への対応

内容	所要額
施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設・事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乗せ	58億円程度

**事務負担への対応**

内容	所要額
全ての私立幼稚園、認定こども園に事務職員(非常勤)を追加で配置 (幼稚園:週2日～週5日、認定こども園:週2日～週6日)	52～194億円程度

**★ 施設長、栄養士、その他の職員の配置**

内容	所要額
保育所について、施設長の配置を義務化	135億円程度
栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置 (嘱託費用を追加～栄養士(非常勤)に係る費用)	22億円～73億円程度
半数の保育所に保育支援者(保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者)を配置※平成26年度予算案(保育所に保育支援者を配置)72億円	154億円程度

**(地域子ども・子育て支援事業関係)**

**★ 延長保育の充実**

内容	所要額
延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士1名を加配	164億円程度

**★◇ 放課後児童クラブ事業の充実**

※子ども・子育て支援法附則第2条第3項 ※社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会

内容	所要額
「小一の壁」の解消 (18時半を超えて開所するクラブに、取組内容に応じて常勤職員1名・常勤的非常勤1名のいずれかを配置、又は常勤職員1名を配置) ※平成26年度予算案(18時半を超えて開所するクラブに常勤的非常勤1名を配置)154億円	339億円 ～406億円程度
5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度
大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度
19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置	14億円程度
常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	39億円程度

**★ 一時預かり事業の充実**

内容	所要額
保育所以外の施設について、事務経費を措置	12億円程度
幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)	37億円程度

**★ 病児保育の充実**

内容	所要額
基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型)※利用のない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施	17億円程度
看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型) ※現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助	56億円程度

**★ 利用者支援事業(法律により新設)**

内容	所要額
教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2～3中学校区に1箇所) ※平成26年度予算案(利用者支援事業)162億円	228～342億円程度

**実費徴収に伴う補足給付事業(法律により新設)**

内容	所要額
生活保護世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額～全額の補助	3億円～7億円程度
市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の半額～全額の補助	52億円～103億円程度

**多様な主体の参入促進事業(法律により新設)**

内容	所要額
認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置 ※平成26年度予算案(新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置)13億円	5億円程度
認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)	5億円程度

**研修の充実**

内容	所要額
地域子ども・子育て支援事業に従事する者1人当たり年間2日～5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	8億円～19億円程度

質の改善 計 ～ 6,865億円程度

(参考)26年度の先行実施分 計 1,027億円

(小規模保育事業に係る認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。)

当連盟の橋原委員から下記について述べられた。

(橋原委員) まず資料の幼稚園の新制度に移行するとした割合については、90%移行するとしているがその理由についてお示し頂きたい。仮に、その割合が変わるのであれば量、質の積算も変わってくるのではないかと思われる。併せて保育所の移行割合についてもどのように考えているのか伺いたい。休日保育については給付費について利用者が利用できるとしているが、このことからどの施設も休日保育を実施できるが、地域によって拠点施設での実施等が実際には考えられるがそのあたりについて考え方を頂きたい。実施した園に実施していない園の利用者が行く際に利用料についてはどのように考えるのか。

〈委員の主な意見概要〉 ※括弧は主なキーワードとして参考付記。

(保育士処遇改善)

- 質は今回の試算の7千億円弱の中で考えていくのか、当初の考え方のように7千億から4千億円ひいた3千億円でやっていくのか考え方をお示し頂きたい。現在の保育所の保育士等の処遇改善について、保育所以外の方々にも広がることは大変良いことであると思う。同時に保育士の処遇が新制度上でもきちんと改善されたという状況になることが大切である。保育認定の2区分については、基本的な単価だけではなく各種補助事業や定員の弾力化等によってお金が補充されることにより11時間保育が行われている現状を踏まえて、それに見合った価格をよく計算して頂いて移行される必要がある。
- 家庭との連携において子どもの保育をし、保護者支援をし、さらに地域の子育て支援に携わってきたが、今回所要額を推計して頂いたことは感謝申し上げる。ただし保護者に対してどのように支援するのかということをお求められているがなかなか実際には手が届かない実態を歯がゆい思いでいる。その辺りの実態が、今回も算定に含まれて考えられているのか伺いたい。保育認定の2区分に応じた対応について保育短時間の利用者負担を標準時間の95%とされていることについては、もう少し利用者負担の軽減のために上乘せ頂きたい。資料上の認定こども園は第4類型も含まれているのか。小規模保育について6~12人、13~19人とした区分については賛同したい。
- 質の改善については万全の体制で財源確保をお願いしたい。処遇改善については、現在保育所で行っている処遇改善事業を単年度で、その他の施設の職員に対して続けていくということか。

(小規模保育、社会的養護、放課後児童クラブ等の改善)

- 施設の規模の大小で優先順位を決めるのではなく、どの利用者にも行き渡るように子どもの立場から考えて頂きたい。
- 概ね賛同したいが、公立施設についてもきちんと改善がなされるように関連省庁に徹底して頂きたい。障害児保育についても同様をお願いしたい。社会的養護については、小規模なグループホームについての補助を進めて頂きたい。
- 量的拡充と質の改善の関係について、量的拡充によって子どもを安易に預けるということに繋がらないことを望む。その意味でも質の改善がとても大切なことであり、量拡充についてよく検討をして、質の改善を重視することが必要。3歳児だけでなく、4、5歳児の配置基準も改善して頂きたい。保育士の処遇改善についても力をいれて頂きたい。ぜひ新制度でも幼稚園型一時預かり事業の補助単価の向上をお願いしたい。
- 幼稚園型の預かり事業について公立についても対象になるのか否か。
- 保育士の確保はこの近年かなり厳しい状況。新制度がスタートすれば保育不足はさらに深刻になる。その上で職員配置の改善については、現場の悲願であるが、現実的にはすぐには難しいだろうと思うので、こうした改善に取り組む施設について加算する等の方式について検討して頂きたい。研修費用、その際の残業等に対応できるものにして頂きたい。
- どちらかという体調不良型は病児保育に入れるべきではないと思う。保育所に看護師を配置して保育所の質の改善をしていくものであると思う。
- 今回の所要額について、今後拡充の具体的内容をご提示いただきたい。事業所内保育所については地域枠も従業員枠については、内容に格差はないことから、そうした観点から改善して頂きたい。
- 小規模保育については、6~12人、13~19人とした二区分が妥当。財源確保については10%の増税がなされなければ7千億円もなされないのでは、どのように行程が進んでいるのか伺いたい。

- 地域子ども・子育て支援事業について、新制度の特色を活かすためにも地域子ども・子育て支援事業を充実していく必要がある。とくに「放課後児童クラブ」については、文部科学省との連携強化の必要性。安定した雇用環境の必要性。十分な運営費の補助が必要。「利用者支援事業」についても、十分な選択ができることや、関係機関との連携は欠かせない。職員配置については、十分な確保ができていないことから好事例を参考にして必要性を認識して市町村自治体が取り組むことを都道府県が財源も含めてバックアップしていくことが必要。

(財源確保について)

- 財源確保は必要であるが、一方では生活のために両親共働きをしていく世帯も多く、そうした方々に対応していくことは、むしろ保護者として安定して子どもをみられるようになる世帯も増えていくことに繋がるのではないかと。短時間利用の保護者負担率 95%はやはり高いのではないかと。
- 財源確保に関してとりわけ放課後児童クラブの財源確保については、職員体制の整備も必要だが、活動プログラムや施設環境の整備等ソフト面の改善も非常に重要。
- 量的拡充については追加所要額の推計、質的改善については追加所要額を前提とされている。これまでの委員の皆様のご意見をもとに事務方として前向きな立場で試算をされていると捉えられる。その意味でも量的拡充については 4,273 億円、質の改善については 6,862 億円が示されたことについては基本的には謝意を示したい。そのためにも森大臣と一緒にやりましょうと言って頂いたように財源の確保が必要であり、ご理解頂きたい。
- ぜひ財源確保をお願いしたい。生まれてから幼・保に繋がる間の不安感等を取り除いていくことが重要。利用者支援事業については、なかなか本来の意味が伝わりにくいという実態もある。新しい事業の内容について市町村に周知して頂きたい。
- 量の拡充、質の改善のためには 1 兆超が必要であるとした前提で進めて頂きたい。量の拡充については市町村が中心になって進めていくものであると理解される。と共に質の改善については、優先順位を決めて進めていくものと受け取られたが、優先順位ではなく実施順を決めていくという議論をしていく必要がある。社会的養護については、現在の大規模な施設をそのままにして職員を増やしていくということではなく、必ず子どもにとって家庭的な環境を確保して改善していくようお願いしたい。

(公定価格の基本的な設定について)

- 公定価格の基本的な設定については、積み上げ方式が望ましいという意見が多い。その上で可能な限り算定方法、方式を明確にして頂きたい。給食費については食育の観点からも幼稚園、保育園に関わらず、提供が必要である。例えば 1 号認定の子どもに加算を行う等も検討頂きたい。障害児についての加算については、1 号認定と 2、3 号認定について取扱いが異なることは課題。また幼稚園型認定こども園について 2、3 号認定の子どもも扱うことから、公定価格における加算で補助していく必要がある。質の改善のための研修の充実、保幼小の連携のための研修についても加算が必要だが、客観的に質が向上するということがよくわかるしくみが必要であり、各施設においては、こうした研修等の推進と、自治体においては、質の充実が求められる。

(事務局説明概要) 質改善の議論はどの財源ベースで考えていくのかについては、消費税改革により具体的な財源確保が見えている 0.7 兆円ベースで改善を考えていって、さらなる改善について、検討していくということで考える。今回の量の推計はある意味の割り切りによって試算しているので、最終的には市町村計画の積み上げによって計算していくことになる。あくまで議論の大きな方向をしていくための仮の数値である。

- ・ 病児保育について等、量の拡充は現行制度の基準や単価で試算をしているが、現行制度に改善を加えるものを質改善とした。
- ・ 子どもの親御さんに対する支援については、主任保育士を中心に重点的に行っていることを強化する視点で、主任保育士加算として現在補助しているが、とくに幼・保について加算で実施するか、すべて専任化とするかということであろうと思う。
- ・ 単に「認定こども園」と明記した際は第 4 類型も含めているつもりであるが細かな点は精査が必要であると考えている。
- ・ 利用者負担が徴収できない場合の対応については、市町村で代行徴収をする考え方を提示しているが、また措置制度も設けていてそうした考え方を併せた方式をとっていくことを考えている。

- ・3歳児の配置の改善について、仮に20対1を15対1に改善した場合はおよそ8千人程の保育士が追加的に必要になる。マストの基準にするかについて加算という選択肢も有力な考え方と思っている。
- ・処遇の改善について物価上昇に対しては、物価変動は勘案していないが、その際にはあらためて数値を見直す必要がある。前回質問のあった北海道労働局の調査の労働基準違反については何らかの違反が懸念される所に行ったということであり、北海道すべての施設の87%に違反があったということではない。
- ・調査結果では7千園の全体の1/3保育所に看護師が配置されている。
- ・新制度への移行割合については、保育所については100%で考えている。休日保育の加算という考え方については、すべての園が実施するというのではなく、地域の中でどこかが行うような考え方であり、単価的には現行を改善していくということと考えているもの。
- ・処遇の改善については、全体を+2.85%でやっていくとするとこの程度かかるということであり、実際の方法がいまの保育所と同じ方法を前提として考えているものではないが、最終的に勤続・経験年数をどのように反映させていくのかを考える必要がある。
- ・小規模保育の調理師の人件費については、量拡充の試算において、現在の保育士の人件費単価で試算しているが、現状の保育所の平均的単価も含まれていると考えて頂いて、この中に含まれているとして頂きたい。
- ・体調不良型について看護師の配置加算とした場合、根っこの部分から財源の確保が必要であるということになる。
- ・7千億円や1兆円超の財源は国、地方全体の財源として考えられているので、公立の分も含まれている。自治体については、地方消費税からの場合もあり、国の消費税による地方交付税分の措置の方法も考えている。
- ・幼稚園の移行率については、新制度の中で、応諾義務、公定価格の中で様々な形態が移行していくことになるので100%ではないと思われるが移行に際しては見なし確認ということであるのでそれを前提として金額を算定していくもの。最終的には、試算をし直していくこともあるかとも思われるが、その点ではかなり割り切って9割と計算している。保幼小の連携については公立については教育委員会が含まれて8割が行っているとみられるが、様々な形態がある中で、今回は接続的なプログラムの設定も含めて、現在は2割程度の自治体が行っている先駆的な取組を考えている。

(岡田 副大臣) 本日の推計は皆さんのご意見を踏まえて、内閣府、厚生労働省、文部科学省で議論をして提示させて頂いたもの。消費税増税を含めて0.7兆円であるが試算では0.7兆円より超の財源が必要になっている。消費税増税で入る財源では社会保障財源を確保できない、同時に景気を回復することが大切である。いずれにしても持続可能な制度を創っていくことが重要である。とくに大切なことは工夫である。新しい発想やアイデアが重要になる時代。皆さんのご意見を基本にしながら、公定価格を発表していきたい。

次回日程について基準検討部会については、2月24日(月) 子ども・子育て会議基準検討部会(第15回) 9時半～12時半予定であることが説明された。

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo\\_kosodate/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html)

\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp